

令和6年2月14日

農地の借受人への書類の誤送付がありました

1 概要

令和6年1月26日、農地中間管理事業により農地を借受け、貸付人に賃貸料を物納している方に対し「令和5年分の物納報告書の提出依頼文」を送付したところ、宛名に対し誤った宛先を記載し郵送したことが原因で、一部の方の情報の漏えいが判明しました。

なお、既に本通知は回収済み又は受け取った方による廃棄処分済みです。

2 原因

物納報告者リストから宛名シールを作成する際、加工処理を誤り、当該借受人の宛先欄に別の借受人の宛先を記載し郵送してしまいました。

1月31日以降、郵便局からの返却が相次いだことから誤送付と気づき、送付先への連絡を行いました。

(誤送付により漏えいした内容)

貸付人氏名、貸付人住所、賃借地番、借受人氏名、賃借内容。

なお、これらの項目は法に基づき既に公告された内容であります。

3 内訳

誤送付件数	23件
(1) 郵便局から返却	15件(あて所に尋ねあたりません)
(2) 未到達	1件(令和6年2月14日現在)
(3) 誤通知を実際に受取り	7件(市へ直接返却1件、市で回収2件、受取人で廃棄4件)

4 対応

誤送付した方に事案の概要を説明しお詫びしたとともに、郵便局から返却のなかった方を訪問し書類の回収をしました。なお、正しい書類は送付済みです。

5 再発防止策

通知等の送付に際し、再度このような事象が発生しないよう複数人で十分に確認し、送付作業を行うよう徹底します。

また、個人情報の適正な取り扱いを徹底するため、担当職員への研修を改めて行います。

※本日は、午後7時まで電話でのお問い合わせに対応します。

農林部農業政策課

(課長) 村井 善晃 (担当) 神田 峰雄

TEL : 026-224-5037

FAX : 026-224-5113

E-mail : nosei@city.nagano.lg.jp